

国立国会図書館 調査及び立法考査局

Research and Legislative Reference Bureau
National Diet Library

論題 Title	成人性犯罪者の再犯防止対策—大阪府に位置する諸機関の 取組事例—（現地調査報告）
他言語論題 Title in other language	Prevention of Adult Sex Offenders Recidivism in Osaka Prefecture
著者 / 所属 Author(s)	小沢 春希 (OZAWA Haruki) / 国立国会図書館調査及び立 法考査局 行政法務課
雑誌名 Journal	レファレンス (The Reference)
編集 Editor	国立国会図書館 調査及び立法考査局
発行 Publisher	国立国会図書館
通号 Number	835
刊行日 Issue Date	2020-08-20
ページ Pages	75-88
ISSN	0034-2912
本文の言語 Language	日本語 (Japanese)
摘要 Abstract	施設内処遇、更生保護及び刑期満了後における成人性犯罪 者の再犯防止のための取組について、大阪府に位置する諸 機関の活動の内容、状況等を報告する。

* この記事は、調査及び立法考査局内において、国政審議に係る有用性、記述の中立性、客観性及び正確性、論旨の明晰（めいせき）性等の観点からの審査を経たものです。

* 本文中の意見にわたる部分は、筆者の個人的見解です。

成人性犯罪者の再犯防止対策

—大阪府に位置する諸機関の取組事例—

国立国会図書館 調査及び立法考査局
行政法務課 小沢 春希

目 次

- はじめに
- I 施設内処遇における再犯防止対策
 - 1 刑事施設における取組
 - 2 大阪刑務所の取組
 - II 更生保護における再犯防止対策
 - 1 更生保護における取組
 - 2 大阪保護観察所の取組
 - III 刑期満了後における再犯防止対策
 - 1 警察における取組（再犯防止措置制度）
 - 2 地方公共団体（大阪府）の取組
 - 3 大阪府に位置する民間機関の取組
- おわりに

キーワード：性犯罪、再犯防止、認知行動療法、加害者支援、性犯罪者情報

要 旨

成人性犯罪者の再犯防止のための取組について、大阪府内の5団体（大阪刑務所、大阪保護観察所、大阪府、一般社団法人もふもふネット、特定非営利活動法人スキマサポートセンター）の活動の内容、状況等をヒアリング調査した。

刑事施設及び保護観察所においては、平成18年度以降、性犯罪者処遇プログラムを用いた処遇が実施されている。近年では、刑期満了後の元性犯罪者に対して、地方公共団体が一定の働きかけをする施策も行われており、大阪府は、元性犯罪者の住所等の届出義務付け及びそれに基づく社会復帰支援制度を運用している。また、民間機関においても、成人性犯罪者に対して社会復帰支援や治療教育を実施する例があり、再犯防止のための重要な役割を果たしている。

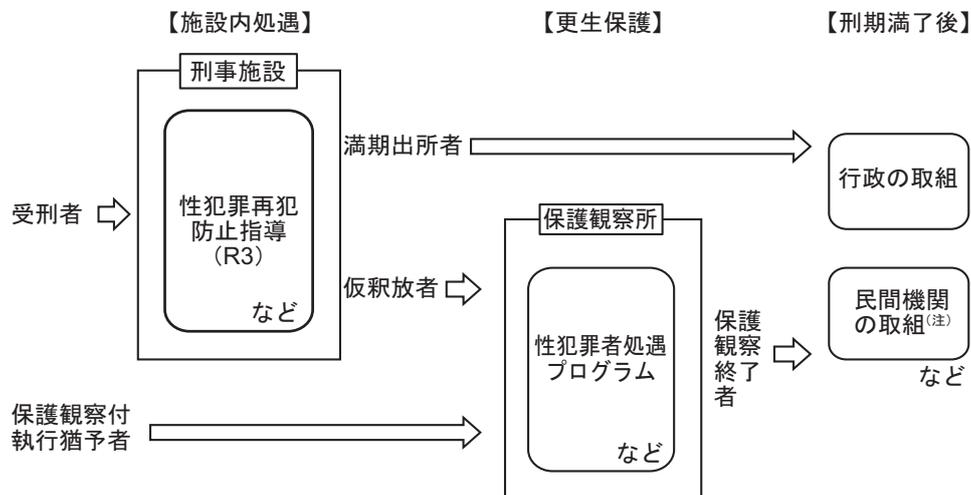
はじめに

性犯罪は被害者の人格や尊厳を著しく侵害する犯罪であることなどから社会的関心が高く⁽¹⁾、その再犯防止は、「再犯防止推進計画」(平成 29 年 12 月 15 日閣議決定)の中でも言及されている⁽²⁾。

平成 18 年度以降、刑事施設においては特別改善指導(性犯罪再犯防止指導)として、また、保護観察所においては専門的処遇プログラム(性犯罪者処遇プログラム)として、「性犯罪者処遇プログラム」⁽³⁾を用いた性犯罪再犯防止を図るための処遇が実施されているが(I1及びII1)、近年では、刑期満了後の元性犯罪者に対して、刑罰や保護観察によらず行政機関等が一定の働きかけをする施策も行われている(III)。刑罰等によらない元性犯罪者への働きかけとしては、民間機関が実施する治療教育、社会復帰支援の取組もある(その例としてIII3)。

筆者は、令和 2 年 2 月、大阪府において、成人性犯罪者の再犯を防止するための取組について現地調査を行った⁽⁴⁾。大阪府では、大阪刑務所及び大阪保護観察所において施設内処遇や更生保護が実施されているほか、府条例により一定の性犯罪で服役した元受刑者に住所等の届出を義務付けて社会復帰支援を実施する制度が運用されており、また、複数の民間機関により性犯罪加害者の支援に係る活動が行われている。本稿では、施設内処遇、更生保護及び刑期満了後における成人性犯罪者の再犯防止のための取組について概観し(図参照)、大阪府に位置する各機関の活動の状況等を紹介する。

図 本稿で紹介する成人性犯罪者の再犯防止のための取組の概要



(注) 性犯罪に係る民間機関の取組は様々な場面で実施されているが、本稿では、主として刑期満了後の元性犯罪者に対する取組について述べる。

(出典) 筆者作成。

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、令和 2 年 4 月 24 日である。

(1) 法務総合研究所編『犯罪白書 平成 27 年版』2015, p.210。

(2) 「犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等のための取組」の 1 つとして「性犯罪者・性非行少年に対する指導等」の充実が盛り込まれた(「再犯防止推進計画」2017.12.15, p.27. 法務省ウェブサイト <<http://www.moj.go.jp/content/001242753.pdf>>)。

(3) 平成 16 年 11 月の奈良県女児誘拐殺人事件等を契機として立ち上げられた、性犯罪者処遇プログラム研究会が骨子・概要を作成したプログラム(法務総合研究所編『犯罪白書 令和元年版』2019, p.182)。

(4) 現地調査では、大阪刑務所、大阪保護観察所、大阪府青少年・地域安全室治安対策課、一般社団法人もふもふネット、特定非営利活動法人スキマサポートセンターを訪問して、ヒアリングを行う機会を得た。なお、本稿 I2、II2 並びに III2 及び 3 において出典を明記していない情報は、現地調査での聴取内容及び訪問先から提供された

I 施設内処遇における再犯防止対策

1 刑事施設における取組

(1) 特別改善指導（性犯罪再犯防止指導）

刑事施設においては、特別改善指導⁽⁵⁾の類型の1つとして「性犯罪再犯防止指導」(R3)⁽⁶⁾が実施されている。R3は、その対象者に、性犯罪につながる認知の偏りや自己統制力の不足等の自己の問題性を認識させ、その改善を図るとともに、再犯をしないための具体的な方法を習得させることを目的とする⁽⁷⁾。R3の対象者は、刑事施設におけるスクリーニング⁽⁸⁾及び調査センター⁽⁹⁾に受刑者を移送して実施される性犯罪者調査⁽¹⁰⁾により選定され、個別に処遇計画（指導密度（高密度、中密度及び低密度）⁽¹¹⁾、受講させる指導科目、受講させる施設及び時期、受講までの間に必要な働きかけ等）が作成される⁽¹²⁾。平成30年度のR3本科実施施設数は21施設、受講開始人員は797人である⁽¹³⁾。

(2) 性犯罪再犯防止指導の内容及び効果

R3における指導は、オリエンテーション、準備プログラム、本科プログラム、メンテナンス・プログラムの順に行われる。本科プログラムは、リラプス・プリベンションの技法⁽¹⁴⁾等を用いており、指導科目は、「自己統制」、「認知のゆがみと変容方法」、「対人関係と親密性」、「感情統制」及び「共感と被害者理解」から構成される。メンテナンス・プログラムは、学んだ知識やスキルを出所前に復習させるため実施される⁽¹⁵⁾。

資料に基づくものであるが、本稿の文責は筆者にあり、また、訪問先での聴取事項は各機関の公式見解を表すものではない。

- (5) 「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」(平成17年法律第50号)第103条に規定される改善指導は、実務上「一般改善指導」(全受刑者を対象に行う指導)と、「特別改善指導」(特に配慮すべき事情を有する受刑者を対象に標準的なプログラムを策定して実施する指導)に区別されている(日笠和彦「刑事施設における特別改善指導」『更生保護』63(11), 2012.11, pp.24-25)。同条第2項第3号は、法務省令で定める事情を有する受刑者に対し改善指導を行うに当たっては、その事情の改善に資するよう特に配慮しなければならないと定めており、法務省令(「刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則」(平成18年法務省令第57号))では、一定の性犯罪の原因となる認知の偏り又は自己統制力の不足があること等の事情が定められている(同規則第64条)。
- (6) 性犯罪再犯防止指導を表す符号として「R3」を用いることは、「受刑者の集団編成に関する訓令」(平成18年法務省矯成訓第3314号大臣訓令)において定められている。
- (7) 橋本洋子ほか「性犯罪に関する総合的研究」『法務総合研究所研究部報告』55号, 2016.3, p.64。
- (8) 新たに刑が確定した全受刑者について、事件名(強制性交等、強制わいせつ等)又は事件内容(前歴を含む)から判断してわいせつ目的のうかがえるなど「性犯罪受刑者」に該当する者について、常習性・反復性、性犯罪につながる問題性の大きさなどを判断する(同上, pp.65-66)。
- (9) 矯正管区の管轄区域ごとに矯正局長によって指定された、高度の専門的知識及び技術を活用した精密な処遇調査を必要とする事務を行う刑事施設(同上, p.65)。
- (10) あらかじめ設定した客観的基準により、調査対象受刑者の再犯リスク、処遇ニーズ及び処遇適合性を判断し、当該受刑者がR3を受講すべきか否かを判断する(同上, p.66)。
- (11) 指導対象者は、指導密度を指定され、高密度では本科プログラムの全科目を受講、中密度では必修科目に加えて必要な科目を選択して受講、低密度では必修科目のみを受講する(法務総合研究所編 前掲注(1), p.260)。
- (12) 橋本ほか 前掲注(7), p.66。
- (13) 法務総合研究所編 前掲注(3), p.158。
- (14) 性犯罪等の問題行動に至った要因及びその行動に至るパターンを検討し、自らが早期にそのパターンに介入することによって問題の再発(リラプス)を防止(プリベンション)するスキルを学ばせる技法(法務総合研究所編 前掲注(1), pp.260-261)。
- (15) 同上, pp.260-261。本科プログラムの受講を終了した後、出所までかなりの期間が経過する場合もある。なお、これらのほかに、R3のプログラムとしては、知的能力に制約がある者を対象とした「調整プログラム」や、刑期が短いなどの理由で受講期間を確保できない者に対する「集中プログラム」も実施されている。(同)

令和2年3月に公表された法務省の研究報告書⁽¹⁶⁾によると、全再犯、性犯罪再犯⁽¹⁷⁾ともにR3の受講の有無による再犯率の差は統計的に有意であり、再犯抑止効果が確認されたという⁽¹⁸⁾。ただし、受刑に係る罪名別の分析では、強制わいせつ事犯者、迷惑行為防止条例違反事犯者及び性犯罪の被害者に13歳未満の者がいる者については、再犯抑止効果の統計的な裏付けが得られなかった⁽¹⁹⁾。

2 大阪刑務所の取組

(1) 大阪刑務所の概要及び性犯罪再犯防止の取組

大阪刑務所は法務省矯正局の大阪矯正管区に属し、大阪府及び和歌山県にまたがる5つの支所を所管する西日本最大の刑事施設である。同刑務所の収容定員は2,519人であり⁽²⁰⁾、収容対象は処遇指標⁽²¹⁾がB指標（犯罪傾向の進んだ26歳以上成人男子受刑者）及びF指標（男子外国人受刑者）の者である⁽²²⁾。同刑務所は性犯罪再犯防止指導（R3）の本科実施施設であり、また、その推進基幹施設でもある⁽²³⁾。同刑務所における令和元年度R3受講者数は、高密度プログラム8名、中密度プログラム11名、調整プログラム6名、個別プログラム（(2)参照）5名である。

同刑務所のR3においては、出所後の社会生活での刺激等をきっかけとする再犯を防止するため⁽²⁴⁾、社会で現実に関わり得る危機場面を具体的に想定し、行動可能な対処方法を考えさせるとともに、実際の場面を想定したロールプレイングなどを実施している。指導の改善を図るため、外部アドバイザー4名を毎月各1回招へいし、実際の指導場面についてスーパーバイズ（助言・指導）を受ける機会が設けられているほか、指導担当者に対する研修や他施設の事例検討への参加等がなされている。

(16) 法務省矯正局成人矯正課・法務省矯正研修所効果検証センター「刑事施設における性犯罪者処遇プログラム受講者の再犯等に関する分析—研究報告書—」2020.3. <<http://www.moj.go.jp/content/001317462.pdf>> 性犯罪者処遇プログラムの効果を検証する調査は平成24年以来2回目である（同, p.1）。

(17) この調査では、犯行年月日が出所後3年以内の事件を再犯とし、性犯罪には「強姦」、「強制わいせつ」、「わいせつ目的（わいせつ目的略取・誘拐）」、「各都道府県の迷惑行為防止条例違反」、「その他性犯罪（児童福祉法違反、青少年保護育成条例違反等）」が含まれる（同上, p.4）。

(18) この分析では、受講群（1,444人）は比較対照群（性犯罪者調査におけるリスク及びニーズ調査でR3受講が必要とされたものの、R3を受講せずに出所した者。ただし、処遇適合性調査において精神疾患等、能力上・動機付け上の不適合などの理由により受講不可となった者及び心情の不安定等を理由に受講に至らなかった者を除く。）（324人）と比較して、再犯の可能性が、全再犯では0.79倍に、性犯罪再犯では0.75倍に抑えられた。（同上, pp.3, 8-10, 26-29.）

(19) 同上, pp.10-14.

(20) 報道によると、平成27年10月時点で男性受刑者約2,000人が収容されていた（「西日本最大の大阪刑務所、2年ぶりに内部を公開 罪と向かい合い、黙々と作業」『産経新聞』（大阪本社版）2015.10.28）。

(21) 刑の執行開始時に行われる処遇調査の結果を踏まえて指定され、矯正処遇の種類・内容、受刑者の属性及び犯罪傾向の進捗から構成される。処遇指標を指定されることで、受刑者の収容される刑事施設と矯正処遇の重点方針が定まる。（法務総合研究所編 前掲注(3), p.153.）

(22) 「大阪矯正管区」法務省ウェブサイト <<http://www.moj.go.jp/content/001285532.pdf>>; 大阪刑務所パンフレット

(23) 前田将太「性犯罪再犯防止指導の焦点」『刑政』130(5), 2019.5, p.48. 推進基幹施設は全国に4庁あり、R3に係る研修会の開催及び他施設に対する指導・助言を行うために指定される（橋本ほか 前掲注(7), p.68）。その他の推進基幹施設は、川越少年刑務所、府中刑務所、加古川刑務所である。

(24) 施設内処遇は、社会環境における随伴性から隔離された環境であることから、社会内生活の刺激、行動、結果の具体的な随伴関係の理解は、知識やイメージレベルに止まらざるを得ず、社会内生活における目標達成のための具体的な行動の実施、検討が難しいといった課題が指摘されている（野村和孝ほか「性犯罪再犯防止を目的とした認知行動療法の実施における施設内処遇と社会内処遇の差異の検討」『早稲田大学臨床心理学研究』12(1), 2013.1, p.156）。

(2) 個別プログラム

令和元年4月から、大阪刑務所を含むR3の推進基幹施設4庁において、通常は指導者2人程度と対象者8人程度によるグループで実施する⁽²⁵⁾指導を個別指導で行う「個別プログラム」が試行的に実施されている。個別プログラムは、R3の対象者であってもR3の通常の指導形式であるグループワークに馴染まない等の理由により未受講で出所する者が一定数いることから⁽²⁶⁾、それらの者にも柔軟な対応を取ることができるようにするため導入の検討が進められているものである⁽²⁷⁾。

大阪刑務所における個別プログラムの試行は、グループで行う指導の開講期間に合致しなかった者などを対象者として実施されている。大阪刑務所の担当者によると、同プログラムでは、通常の指導形式であれば1回100分のグループワークを65～75回実施する対象者に対し、1回60分から90分程度の個別指導を17回実施しているとのことであった。同プログラムの有効な点として、対象者の問題に即した個別的な指導を実施することが可能になったことや、これまで残刑期との関係で指導対象外となっていた者に対しても指導を実施することが可能になったことが挙げられた。

II 更生保護における再犯防止対策

1 更生保護における取組

(1) 専門的処遇プログラム（性犯罪者処遇プログラム）

保護観察においては、平成18年9月以降、専門的処遇プログラム⁽²⁸⁾の1つとして性犯罪者処遇プログラムが実施されている。このプログラムは、認知行動療法の考え方に基づいて性犯罪に結び付くおそれのある認知の偏り、自己統制力の不足等の自己の問題性を理解させ、再び性犯罪をしないようにするための具体的な方法を習得させて、自己の性的欲求を満たすことを目的とする犯罪行為を反復する傾向を改善するものであり、その対象者は性犯罪等対象者の類型⁽²⁹⁾に認定された仮釈放者及び保護観察付執行猶予者の男子である⁽³⁰⁾。性犯罪等対象者の類型に認定されるのは、①罪名及び非行名に相手方の意思を無視して行う性的行為⁽³¹⁾が含まれる者及び②罪名及び非行名のいかんにかかわらず、犯行・非行の原因・動機が性的欲求に基づく者である⁽³²⁾。平成30年の性犯罪者処遇プログラムによる処遇の開始人員は、仮釈放者589人、

(25) 橋本ほか 前掲注(7), p.67.

(26) 大阪刑務所においても、R3の対象者であるが未受講のまま出所する者がいるとのことであり、その理由としては、残刑期不足、身体・精神疾患、日本語・知的能力等の事情が挙げられた。

(27) 前田 前掲注(23), pp.49-50.

(28) 更生保護法（平成19年法律第88号）第51条第2項第4号に基づき実施される、ある種の犯罪的傾向を有する保護観察対象者に対して、その傾向を改善するために、心理学等の専門的知識に基づき、認知行動療法を理論的基礎とし体系化された手順による処遇を行うプログラム（法務総合研究所編 前掲注(3), p.180）。

(29) 保護観察においては、類型別処遇（保護観察対象者の問題性その他の特性を、その犯罪・非行の態様等によって類型化して把握し、類型ごとに共通する問題性等に焦点を当てた効率的な処遇を実施する制度。同上, p.178）の一環として「性犯罪対象者」（平成15年以降は「性犯罪等対象者」）の類型を設定し、対象者の特性に合わせた処遇を実施している（法務総合研究所編 前掲注(1), p.264）。

(30) 法務総合研究所編 前掲注(3), p.180.

(31) 強制わいせつ、強制的性交等、準強制わいせつ・準強制的性交等、監護者わいせつ及び監護者性交等、強制わいせつ等致死傷又は強盗・強制的性交等及び同致死（参考資料2 性犯罪者処遇プログラム」法務省『保護観察所における性犯罪者処遇プログラム受講者の再犯等に関する分析結果について』2020.3.27. <<http://www.moj.go.jp/content/000121562.pdf>>）

(32) 法務総合研究所編 前掲注(1), pp.264-265.

保護観察付全部執行猶予者 299 人、保護観察付一部執行猶予者 20 人であった⁽³³⁾。

(2) 性犯罪者処遇プログラムの内容及び効果

性犯罪者処遇プログラムは、導入プログラム、コア・プログラム、指導強化プログラム及び家族プログラムから成る⁽³⁴⁾。このうち中核であるコア・プログラムは、受講者に特別遵守事項⁽³⁵⁾として参加が義務付けられるものであり、保護観察開始後、概ね3月でセッションAからEまでの5課程（各内容は「性犯罪のプロセス」、「認知の歪み」、「自己管理と対人関係スキル」、「被害者への共感」、「再犯防止計画」。概ね2週間に1課程ずつ履修する。）を実施する。これは保護観察官が個別指導又は集団処遇によって行う。性犯罪等対象者であっても、コア・プログラムの受講の対象から除外される場合もあり、重度の精神障害者、重度の発達障害者（知的障害者を含む）、日本語を解さない者、仮釈放期間が3月未満の者はコア・プログラムの受講の対象から除外される⁽³⁶⁾。指導強化プログラムは、再犯の予兆の把握や指導助言等による生活の安定を目的に、保護観察官・保護司による個別指導（定期的な面接）で実施される。また、家族プログラムでは、更生の援助者としての家族の機能を高めるため、その同意の下で、家族に対する精神的なサポートやプログラムの概要の説明が行われている⁽³⁷⁾。なお、保護観察所における性犯罪者処遇プログラムの実施結果と刑事施設における性犯罪再犯防止指導（R3）の実施結果は、処遇の一貫性を保ち、実効性を高めることを目的として、相互に引き継がれている⁽³⁸⁾。

令和2年3月に公表された分析結果⁽³⁹⁾によると、コア・プログラムの受講群（仮釈放者582人、保護観察付執行猶予者319人）の方が非受講群⁽⁴⁰⁾（仮釈放者251人、保護観察付執行猶予者46人）より有意に性犯罪の再犯⁽⁴¹⁾率が低く、性犯罪者処遇プログラムの再犯抑止効果が示唆されたとされている⁽⁴²⁾。

2 大阪保護観察所の取組

(1) 大阪保護観察所の概要及び性犯罪者処遇プログラムの実施状況

大阪保護観察所は大阪市に置かれ、大阪府（大阪地方裁判所管内）を管轄して、保護観察、生活環境の調整、更生緊急保護⁽⁴³⁾等の業務を行っている⁽⁴⁴⁾。同保護観察所における性犯罪者

⁽³³⁾ 法務省『再犯防止推進白書 令和元年版』2020, p.97. <<http://www.moj.go.jp/content/001313763.pdf>>

⁽³⁴⁾ 法務総合研究所編 前掲注(3), p.180.

⁽³⁵⁾ 更生保護法第51条第1項は、保護観察対象者は、一般遵守事項のほか、遵守すべき特別の事項（特別遵守事項）が定められたときは、これを遵守しなければならないことを定めている。

⁽³⁶⁾ 大場玲子「保護観察における性犯罪等対象者の処遇」『法律のひろば』69(1), 2016.1, p.49.

⁽³⁷⁾ 同上, pp.44-46.

⁽³⁸⁾ 橋本ほか 前掲注(7), p.71.

⁽³⁹⁾ 「参考資料2 性犯罪者処遇プログラム」前掲注(31) 平成26年に保護観察を開始した男性の性犯罪類型の仮釈放者及び保護観察付執行猶予者を対象とした調査（同）。

⁽⁴⁰⁾ 保護観察期間が3月未満、重度の知的障害又は精神障害を有する、日本語を解さない等の除外事由に該当する者（同上）。

⁽⁴¹⁾ 全ての再犯のうち、罪名が性犯罪及びその他の罪に当たる事実であってその動機・原因が性的欲求に基づくもの（同上）。

⁽⁴²⁾ 同上 受講群の再犯率は非受講群の0.67倍に抑えられたとのことである。

⁽⁴³⁾ 満期釈放者、保護観察に付されない全部・一部執行猶予者等に対して、刑事上の手続等による身体の拘束を解かれた後6月を超えない範囲内（特に必要があると認められるときは、更に6月を超えない範囲内）において、その者の申出に基づき実施する、食事、衣料、旅費等を給与若しくは貸与し、又は宿泊場所等の供与を更生保護施設に委託するなどの措置（法務総合研究所編 前掲注(3), p.187）。

⁽⁴⁴⁾ 「大阪保護観察所のホームページ」法務省ウェブサイト <http://www.moj.go.jp/hogo1/soumu/hogo_k_osaka_osaka.html> 保護観察は、保護観察対象者の居住地を管轄する保護観察所がつかさどる（更生保護法第60条）。

処遇プログラムの実施状況は表1のとおりである。なお、受講のために指定された日時に出頭せず、仮釈放や執行猶予を取り消された者は、少なくとも最近数年中にはいないとのことである。

表1 大阪保護観察所における性犯罪者処遇プログラム対象者数

平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 (令和元) 年
72 人	67 人	70 人	80 人	100 人

(注) 各年の人数はプログラム受取数。また、堺支部を含む。
(出典) 大阪保護観察所担当者からの聞き取りに基づいて筆者作成。

(2) 大阪保護観察所において実施している性犯罪者処遇プログラムの詳細

大阪保護観察所では、コア・プログラムを、原則として集団処遇で行っている⁽⁴⁵⁾。集団処遇のメリットとしては、認知について取り扱う場合に他者の意見を聴くことが有益であることが挙げられたが、一方で、集団処遇が全ての者に適しているとは言えず、集団処遇にそぐわない者、知的能力に制約がある者などに対しては個別処遇を行う場合もあるとのことである。なお、集団処遇で実施する場合でも、セッション A（性犯罪のプロセス）は個別に行っており、処遇方法のメリットとデメリットのバランスを取ることが図られている。

コア・プログラムの受講を終えた者に対しても、指導強化プログラムの実施や任意のフォローアッププログラム（グループミーティング）の提供により、引き続き性犯罪再犯防止が図られている。指導強化プログラムにおける保護観察官又は保護司との接触頻度は、保護観察開始時に評定した静的リスクに基づいて決定されるが⁽⁴⁶⁾、再犯の危険（動的リスクの変化）を把握したときには⁽⁴⁷⁾、面接指導を行っている。グループミーティングは、プログラムの受講を終えた者とプログラムを担当するスタッフで行い、保護観察期間中の対象者が任意で参加する。3か月に1度程度の頻度で開催され、令和2年2月実施時には4名が参加したとのことである。

そのほか、コア・プログラムのセッション D（被害者への共感）のように、被害者について考え、被害者へ強い感情（敵意や怒り）が再燃する可能性がある場合では⁽⁴⁸⁾、クールダウンのためのリラクゼーション等の時間を設けるなどの配慮をしているとのことである。家族プログラムの実施形態については、現在は、担当保護観察官が質問・悩みに回答するという形を取っており、今後は、家族に対して性犯罪のメカニズム（再犯の要因等）についての理解を深めてもらう機会を作りたいとのことであった。

(45) 多くの小規模庁では個別指導が一般的であるとされる（大場 前掲注36, p.45）。

(46) 勝田聡「リスク・ニード・リスポンシビティモデルを踏まえた保護観察処遇についての考察」『千葉大学人文社会科学研究』32号, 2016.3, p.70. 静的リスクには家庭環境や過去の犯罪歴などの固定的で変化しない要因が含まれる（同；野村ほか 前掲注24, pp.154-155）。

(47) 保護観察官は、急性リスクチェックシートなどの活用により動的リスク（性的認知の歪み等変化しうる要因）を定期的に判定しており、その判定項目は、(a) 性的活動への固執、(b) ストレス解消方法としての性的活動、(c) 性犯罪を許容する認知、(d) 問題解決スキル、(e) 対人関係スキル、(f) 他人への共感性、(g) 社会的サポート、(h) 再犯防止の計画、(i) 保護観察に対する態度、(j) 動機付け、である（勝田 同上）。

(48) 保護観察等の社会内処遇では、社会復帰支援及び再犯防止対策を対象者の生活に密着しながら行うことができる一方で、日常生活内において性加害対象に関連する刺激に直接的にさらされざるを得ず、再犯リスクが常に伴うことが指摘されている（野村ほか 前掲注24, p.157）。

Ⅲ 刑期満了後における再犯防止対策

1 警察における取組（再犯防止措置制度）

警察では、平成17年から、13歳未満の子供を被害者とした暴力的性犯罪（「子供対象・暴力的性犯罪」⁽⁴⁹⁾）で服役して出所した者を対象に「子供対象・暴力的性犯罪出所者の再犯防止措置制度」を運用している⁽⁵⁰⁾。これは、法務省からの受刑者の出所や帰住予定先に関する情報提供⁽⁵¹⁾の下、警察庁がその者を再犯防止措置対象者として登録し、各都道府県警察が当該出所者の所在確認や面談（同意を得た場合）を行う制度であり、通達に基づき実施されている⁽⁵²⁾。同通達では、その実施の目的は、子供対象・暴力的性犯罪が子供の心身に深刻な影響を与えること、また、その「前歴を有する者は再び子供対象・暴力的性犯罪を引き起こす危険性が高いことに鑑み」て、これらの者の再犯を防止し、又は犯罪が発生した場合に迅速な対応を図ることにあるとされている。

再犯防止措置対象者としての登録は、警察本部長が再犯のおそれがあると判断した場合を除いて、再検挙されずに一定期間経過したときには解除されることが同通達に定められており、その期間は原則5年である⁽⁵³⁾。登録者数は、平成29年末までに1,815人である⁽⁵⁴⁾。なお、登録対象者をめぐっては、わいせつ目的で少女を負傷させるなどした者が、（暴行罪及び傷害罪が登録の対象ではないことから）再犯防止措置対象者に登録されず、罪名で判断する運用が批判を受けたことがある⁽⁵⁵⁾。

2 地方公共団体（大阪府）の取組

地域の治安対策、性犯罪対策については、各地方公共団体により様々な取組が実施検討されている⁽⁵⁶⁾。その一例として、子供に対する性犯罪の再犯を防止するため、一定の元性犯罪者に対し住所等の届出を義務付けるとともに社会復帰支援を行っている大阪府の取組⁽⁵⁷⁾について、以下で紹介する。

(49) 強制わいせつ、強姦性交等（強姦、集団強姦）、監護者わいせつ及び監護者性交等、強盗・強姦性交等並びに営利目的等略取及び誘拐のうちわいせつ目的のもの（未遂・致死傷を含む。）のいずれかに該当する罪であって、被害者が13歳未満の者であるもの（警察庁生活安全局長・警察庁刑事局長「子供対象・暴力的性犯罪の出所者による再犯防止に向けた措置の実施について」（平成29年7月13日付け警察庁丙生企発第71号等）〈<https://www.npa.go.jp/laws/notification/seian/seiki/saihanbousi-kyokutyuu.pdf>〉）。

(50) 国家公安委員会・警察庁『警察白書 令和元年』2019, p.94。

(51) 法務省から警察への出所情報の提供は、「行政機関の保有する個人情報保護に関する法律」（平成15年法律第58号）に基づいて許容される（太田達也「性犯罪受刑者の釈放と再犯防止—保護観察以外の取組みを中心として—」『慶應法学』31号, 2015.2, p.119）。

(52) 前掲注(49)の警察庁生活安全局長・警察庁刑事局長の通達。法務省の通達としては、「子どもを対象とする暴力的性犯罪等に係る受刑者の釈放等に関する情報の警察への提供について」（平成23年1月27日付け法務省矯正第434号矯正局長依命通達）がある（矯正研修所監修『矯正実務六法 令和元年度版』東京法令出版, 2019, pp.1798-1799）。平成22年6月に同制度の運用状況の分析が行われ、その結果を踏まえ見直しをした制度が平成23年4月から運用されている。この見直しにより面談の実施や登録解除に関する規定の整備などがなされた。（加藤伸宏「「子ども対象・暴力的性犯罪出所者の再犯防止措置制度」の見直しについて」『警察学論集』64(5), 2011.5, pp.1, 3-4.）

(53) 「性犯罪条例 大阪府が検証 元受刑者に住所届け出義務 登録制度 警察庁にも」『読売新聞』（大阪本社版）2018.1.30; 上野正史「警察における性犯罪対策—子どもに対する犯罪への対策を中心に—」『警察学論集』62(3), 2009.3, p.117.

(54) 「性犯罪 居住登録に課題 暴行・傷害 罪名で除外 津山女児殺害容疑者」『読売新聞』（大阪本社版）2018.10.12. なお、そのうち164人が13歳未満に対する性犯罪で再び摘発された（同）。

(55) 同上

(1) 大阪府子どもを性犯罪から守る条例に基づく住所等の届出義務と社会復帰支援

「大阪府子どもを性犯罪から守る条例」(平成24年大阪府条例第2号)(以下「府条例」という。また、単に条項のみを示す場合は、同条例の条項を表す。)は、子供を性犯罪から守るための府、事業者及び府民の責務(第3条～第5条)、子供に不安を与える行為及び子供を威迫する行為の禁止(第8条・第9条)、一定の性犯罪の刑期満了者の住所等の届出義務及び社会復帰支援(第12条～第15条)等を定めている。同条例は、平成24年3月、大阪府議会において成立し、同年10月1日から施行された。以下では、主として、住所等の届出義務及びそれに基づく社会復帰支援制度について述べる⁽⁵⁸⁾。

府条例は、18歳未満の者に対し一定の性犯罪⁽⁵⁹⁾を犯した者が、これらの罪に係る刑期の満了の日から5年を経過する前に大阪府に住所を定める場合に、氏名、住所、性別、生年月日、連絡先、届出に係る罪名及び刑期の満了した日を知事に届け出なければならないことを定めている(第12条第1項)⁽⁶⁰⁾。この届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、5万円以下の過料に処せられる(第18条)。元性犯罪者の情報を住民や学校等の関係機関・警察などに提供することはなく、届出を義務付ける目的は、刑事施設から出所した元性犯罪受刑者に対し社会復帰のための支援を行うことにある⁽⁶¹⁾。府条例は、知事は、届出内容の確認が得られた者に対し「社会復帰に関する相談その他必要な支援」を行うものと定めているが(第13条)、社会復帰支援を受けるかどうかは本人の意思に委ねられており、義務ではない⁽⁶²⁾。支援内容は、専門プログラム(性加害に焦点を当てた、認知行動療法を基盤とするプログラム)によるカウンセリングと社会生活サポート(社会復帰に関する相談、市町村等の福祉サービス等の紹介)であり、カウンセリングが社会復帰支援の中心的な役割を担っている⁽⁶³⁾。なお、社会復帰支援を提供

56) 例えば、宮城県においては、性犯罪を犯した者が刑事施設を出所した後、その者を全地球測位システム(GPS)を用いて監視する条例案が検討されたことがある(甘利航司「性犯罪者に対するサンクション—GPS型電子監視、居住制限そして登録・通知制度—」『国学院法学』51(4), 2014.3, pp.20-21)。この検討は東日本大震災の影響もあり断念されたが、その後宮城県は、13歳未満の子供に対して付きまとうこと、すこむこと等を禁じ、罰則を設けた「子どもを犯罪の被害から守る条例」(平成27年宮城県条例第63号)を制定した(「13歳未満の犯罪被害防止へ 宮城県が条例制定方針」『河北新報』2015.3.14)。大阪府においても、性犯罪の前歴者にGPS機能付き端末の携帯を義務付ける条例が検討されたことがあるが、「人権上の観点から」導入は難しいと判断された(「性犯罪者GPS条例 前歴者監視、大阪府も制定を検討」『毎日新聞』2011.3.3;「子供への性犯罪 出所者、居住地届け出大阪府が条例案検討」『毎日新聞』2011.9.6)。

57) 同様の取組は、福岡県においても令和2年5月から実施されている(「福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例」(平成31年福岡県条例第19号))。

58) 海外では、元性犯罪者の情報の取得、管理及び公開に関して法制度を整備している国もある(向井紀子・大月晶代「性犯罪者情報の管理・公開(諸外国の制度)」『レファレンス』655号, 2005.8, pp.46-66. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_999881_po_065503.pdf?contentNo=1>)。

59) 府条例第2条第2号に定められた罪。強制わいせつ、強制的性交等(強姦、集団強姦)、準強制わいせつ及び準強制的性交等(準強姦)、監護者わいせつ及び監護者性交等、営利目的等略取及び誘拐(わいせつ目的の場合)、強盗・強制的性交等(強盗強姦)、常習強盗・強制的性交等(常習強盗強姦)並びに児童ポルノ製造(未遂・致死傷罪を含む。)(大阪府青少年・地域安全室治安対策課『「大阪府子どもを性犯罪から守る条例」の運用状況について』2019.1, p.2. <<http://www.pref.osaka.lg.jp/attach/15107/00314084/houkokusyoyo%20.pdf>>)。

60) 届出事項に変更が生じたとき及び大阪府の区域外に転出するときは、その旨を届け出る必要がある(第12条第2項及び第3項)。

61) 太田 前掲注(51), p.123.

62) 同上, p.124. 届出受理後には、大阪府の担当職員及び臨床心理士の職員が届出者を訪問し、届出者の状況を確認するとともに、社会復帰支援の希望を聴取する。

63) 「社会復帰支援と住所等の届出について」(令和元年12月20日更新)大阪府ウェブサイト <<http://www.pref.osaka.lg.jp/chiantaisaku/seihanzaitaisaku/todokede.html>>; 大阪府青少年・地域安全室治安対策課 前掲注(59), p.7. 支援は大阪府の担当職員が実施するが、専門的なプログラムについては臨床心理士の職員が行う。更に専門的な治療が必要な場合、本人の同意を得て、外部の機関を紹介することもできる。(太田 前掲注(51), pp.124-125.)

する期間は、届出義務期間と同様、刑期の満了の日から5年である⁽⁶⁴⁾。また、条例に基づき届出者が受けることができるカウンセリングは全て無料（大阪府の負担）である。ただし、治療等に関する専門機関を紹介⁽⁶⁵⁾した場合は、その受診費用は本人が負担する。令和2年度の大阪府一般会計当初予算では、「子どもを性犯罪から守る推進事業費」として1865万1千円が計上されている⁽⁶⁶⁾。

(2) 運用状況

府条例に基づく届出件数の推移及びその罪名は表2及び表3のとおりであり、令和2年3月末での合計届出者数は159人である⁽⁶⁷⁾。なお、同時点までに女性届出者の例はない。また、条例施行以来、届出をしなかった又は虚偽の届出をしたことによる過料の適用はない⁽⁶⁸⁾。このことに関して、大阪府の担当者からは、事前に法務省や刑事施設から届出対象者についての情報提供を受けることがなく⁽⁶⁹⁾、対象者を把握する手段がないとの話があった。

大阪府が法務省の協力の下で行った調査によると、平成30年1月1日から同年6月30日までの間に刑期満了となった者の届出率（期間内に刑期満了となった者で、かつ、第12条第1項の届出義務を有すると見込まれた者の人数と大阪府に届け出た者の人数の比較）は、63%であった⁽⁷⁰⁾。また、条例施行後から平成30年度までの支援率（届出者のうち支援を受けた者の割合）は40%であり、社会復帰支援を受けない最たる理由としては、「仕事などで忙しい」が最も多く（33%）、次いで「社会復帰支援制度に否定的」（カウンセリングの効果に疑問がある等）（22%）、「相談するほど困っていない」（20%）等が挙げられている⁽⁷¹⁾。

届出を行った者の再犯について、大阪府は本人の申出がない限り把握しない。再犯の有無に関しては、支援を継続して受けている者が、実態として再犯していない（拘束されていない）と分かるにとどまる⁽⁷²⁾。これは、大阪府が警察及び検察と情報のやり取りを行っていないためである⁽⁷³⁾。

表2 年度別届出者数（平成24年10月～平成30年3月）

平成24年度 (10月～)	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	合計
8人	21人	11人	32人	24人	25人	121人

(出典) 大阪府青少年・地域安全室治安対策課『「大阪府子どもを性犯罪から守る条例」の運用状況について』2019.1, p.5. <<http://www.pref.osaka.lg.jp/attach/15107/00314084/houkokusyo%20.pdf>>

⁽⁶⁴⁾ 太田 同上, p.124. 大阪府の担当者からは、支援期間終了後の取組について、無料でカウンセリングを提供していることから延長は難しく、基本的には5年の期間内に性衝動のコントロールを身につけさせることが目標であるとの話があった。

⁽⁶⁵⁾ 大阪府青少年・地域安全室治安対策課 前掲注(59), p.7. 特定の医療機関と連携しているわけではなく、本人の様子を見て、依存症治療など専門機関を受診することを提案する場合があるとのことであった。

⁽⁶⁶⁾ 「令和2年度大阪府一般会計予算」2020.2.25, p.123. 大阪府ウェブサイト <<http://www.pref.osaka.lg.jp/attach/9152/0000000/R2nendo-ippan.pdf>>

⁽⁶⁷⁾ 「社会復帰支援・住所等の届出制度」同上 <<http://www.pref.osaka.lg.jp/chiantaisaku/seihanzaitaisaku/shakaihukkisiento.html>>

⁽⁶⁸⁾ 大阪府青少年・地域安全室治安対策課 前掲注(59), p.6.

⁽⁶⁹⁾ ただし、届出があった者については同意を得た上で個別に法務省に照会して、府条例に基づく社会復帰支援の対象者であるかどうかの確認を行っている（太田 前掲注(51), pp.126-127）。

⁽⁷⁰⁾ 大阪府青少年・地域安全室治安対策課 前掲注(59), p.6. 法務省で把握した人数が19人、大阪府に届け出た人数が12人である。

⁽⁷¹⁾ 同上, pp.8, 11. 届出者121人のうち、支援を受けた者は49人である。

⁽⁷²⁾ 同上, p.24.

⁽⁷³⁾ 担当者からは、このため再犯防止効果の検証が難しいという話があった。

表3 主要罪名別届出者数（平成24年10月～平成30年3月）

強制わいせつ	強姦	集団強姦	強盗強姦	略取誘拐	児童ポルノ	合計
70人	28人	2人	3人	4人	14人	121人

(注) 届出の罪名が複数ある場合は、罰則が最も重い罪名で計上。

(出典) 大阪府青少年・地域安全室治安対策課「『大阪府子どもを性犯罪から守る条例』の運用状況について」2019.1. p.5. <<http://www.pref.osaka.lg.jp/attach/15107/00314084/houkokusyo%20.pdf>>

(3) 他機関との連携及び情報共有

大阪府は事前に届出対象者の出所情報等の提供を受けていないが、一方で、大阪府は法務省矯正局及び同省保護局と覚書を取り交わし、条例内容の周知については刑事施設や保護観察所の協力を得ている。住所等届出義務の対象となる者に対して、大阪刑務所では、入所時の情報提供、大阪府の作成した周知用ポスターの掲示、出所時の大阪府当局宛て届出用紙一式及び説明資料の交付を実施しており、大阪保護観察所においても、大阪府からの依頼により届出の様式等を交付している。

届出があった者について、刑事施設や保護観察所から処遇内容の情報提供を受けていないため、大阪府では、カウンセリング開始時に罪名程度の情報しか得られていないという。大阪府の担当者からは、カウンセリングにおいては事実関係の把握や必要な支援の選定を手探りで行うことから始めなくてはならず、犯歴等共有することが難しい情報があることは理解できるが、個人情報保護に配慮の上で、処遇内容などの情報を可能な範囲で共有することができれば、社会復帰支援の役に立つとの話があった⁽⁷⁴⁾。

(4) 個人情報保護

府条例第13条第2項は、大阪府知事が住所、罪名等の届出を受け、社会復帰支援を行うに当たっては、本人の「意に反して、その家族、近隣住民その他の関係者にその事情を知られないよう十分配慮しなければならない」と定めている⁽⁷⁵⁾。

担当者的話では、大阪府では、情報漏えいを防ぐため、オフラインの専用PCを使う、関係書類は鍵をかけて保存する、対象者からの連絡用の専用電話及び専用アドレスを設ける、などの対策を行っている。また、例えば届出者を訪問する際には、必ず家族の同席について本人の意向を確認するなどの配慮をしている。これまでに意に反して性犯罪歴や支援内容等が他人に知られてしまった例はないとのことである。

また、捜査機関等との関係では、これまで捜査関係事項照会（刑事訴訟法第197条第2項）⁽⁷⁶⁾を受けたことはないとのことである。捜査機関・弁護士から照会があった際には、大阪府個人情報保護条例（平成8年大阪府条例第2号）に従って判断するとされた。なお、府条例第14

(74) 太田達也慶應義塾大学教授は、このような情報共有に加えて、警察の再犯防止措置制度との連携も提案している（太田 前掲注(51), pp.127-128）。

(75) 個人情報保護や情報漏えいの危険などを理由に府条例に反対する意見がある。大阪弁護士会は、会長声明で、「前科にかかわる事実」について届出義務を課すことを問題視し、また情報漏えいのリスクにも言及して条例に反対した（『大阪府子どもを性犯罪から守る条例制定に反対する会長声明』2012.3.6. 大阪弁護士会ウェブサイト <https://www.osakaben.or.jp/web/03_speak/kanri/db/info/2012/2012_4f55c6709de0d_0.pdf>）。また、日本弁護士連合会は、会長声明で、監視につながる可能性や情報漏えいのおそれ等から条例及び法務省と大阪府との間で取り交わされた覚書に反対した（『法務省による性犯罪前科情報の大阪府への提供に関する会長声明』2012.10.11. 日本弁護士連合会ウェブサイト <https://www.nichibenren.or.jp/document/statement/year/2012/121011_2.html>）。

(76) 捜査について、公務所又は公私の団体に対して必要な事項の報告を求める照会。

条は、届出内容の確認及び社会復帰支援の実施に関して「警察本部長に対して協力を求めることができる」ことを定めている。これは、届出者を訪問する際に警察官が同行することを想定したものであるが、これまでにそのような事例はないとのことであった。

3 大阪府に位置する民間機関の取組

近年、民間機関による性犯罪再犯防止を目的とした活動が広がりを見せており、病院・診療所、NPO法人、自助グループにおいて、性犯罪を犯した者を対象とした、心理学的な援助を含む様々な取組が行われている⁽⁷⁷⁾。以下では、その一例として、筆者が訪問した大阪府内の2機関の取組を紹介する⁽⁷⁸⁾。

(1) 一般社団法人もふもふネット

(i) 概要

一般社団法人もふもふネット（以下「もふもふネット」という。）は、人々が非行、犯罪、暴力から受ける悪影響を低減させることを活動目標とする団体であり、その手段として、被害者・加害者及びその家族に対する支援、加害行動変化に働きかける治療教育プログラムの実施、調査研究等を行っている⁽⁷⁹⁾。支援活動を行うスタッフは臨床心理士やケースワーカーを中心とする7名であり、そのほか必要に応じて弁護士・医師に相談をしているとのことであった。

性犯罪加害者に対する取組としては、個別面接及びグループ活動⁽⁸⁰⁾により治療教育プログラムを実施している。これらは、認知行動療法の考え方に基づいて、犯罪行動につながるような思考を変えることを目指すものであり、また、社会生活の中で発生したスリップ（つまずき）への対応も行う。参加者は大阪府に居住している者に限られず、現在、定期的に参加している者は20人程度である。そのほか、月に1回の頻度で性犯罪加害者家族の家族会も行っている。家族会では、性犯罪への理解を深めること、加害者本人とのコミュニケーション方法を学ぶこと等を目指すほか、加害者家族の孤立感の軽減などを図っている。

(ii) 取組の成果・意義

平成27年度から平成30年度までの4年間に、もふもふネットは性犯罪加害者約500人（延べ人数）に携わり、そのうち再犯を犯した者は2人だけであったとのことである。性犯罪加害者の再犯防止に関しては、性衝動のコントロールや刺激に対応するためのスキルを教え、訓練することに加えて、参加者同士の関係性や家族の関わり方などが重要な役割を担っているとされた。また、もふもふネットで提供しているプログラムへの参加は有料⁽⁸¹⁾であることもあり、参加者の意欲は比較的高いとのことである。

もふもふネットに所属する笠原麻央弁護士は、民間機関による再犯防止プログラムの利点として、性犯罪加害者が実社会生活で生じたつまずきをフィードバックしながら実施できること

(77) 野村ほか 前掲注(24), pp.153, 156.

(78) 大阪府内には、筆者が訪問した機関以外にも、性犯罪再犯防止に取り組む民間機関として、性障害専門医療センター（SOMEK）などがある。

(79) 「もふもふネットとは」一般社団法人もふもふネットウェブサイト <<https://mofumofunet.jimdo.com/>>

(80) 5、6人の対象者とファシリテーター2人で実施する。

(81) 加害者本人のグループ活動は6,000円（3時間）、加害者家族は3,000円（3時間）。初回個別面談は10,000円（90分）。（令和元年2月時点）

や、保釈中の被告人にも実施することができ、裁判所も、その効果や変化を見ながら被告人の処遇を決めることができることを指摘している⁽⁸²⁾。藤岡淳子もふもふネット代表は、刑事施設に収容されなくとも治療教育プログラムを受けられる社会内の受皿が必要であるとの考えから活動を始めたとのことであり、また、権力関係を背景としない市民同士の関わりの中で問題解決を図っていくことも、成熟した民主社会においては必要であるとしている。

(2) 特定非営利活動法人スキマサポートセンター

特定非営利活動法人スキマサポートセンター（以下「センター」という。）は、主に犯罪加害者や非行少年の家族に対する支援を実施している機関である。加害者家族に対して電話相談窓口を設置し、24時間対応で相談を受け付けているほか、定期的に加害者家族が話し合うピアカウンセリングや専門家による無料相談会を開催し、家族の希望で個別のカウンセリングや家庭訪問も行っている⁽⁸³⁾。センターの活動内容は幅広く、法的支援（法律や弁護士に関する情報提供）、福祉サービス・社会福祉の情報提供、裁判所に提出する意見書の作成なども行う⁽⁸⁴⁾。また、加害者本人に対する支援も実施しており、その内容としては、環境調整（就労、住居、交友関係、金銭管理等の生活環境の観点から再犯防止を図る。）、カウンセリング、病院や自助グループの紹介及び付添い、就労支援が挙げられる⁽⁸⁵⁾。

センターでは平成27年1月の設立以来、令和2年2月までに加害者家族約600組、加害者本人約100人の相談を受け付けてきたが、そのうち6割程度が性犯罪に係る相談であったという。佐藤仁孝センター理事長の話では、本人の再犯防止、支援のためには、（生活の安定や社会参加（就労）が前提であるが、）家族が本人の不調に気付いてセンターや行政機関などに相談できること、家族と共に本人を支えることの効果は大きなものがあるとのことである。家族を支える取組や、家族に依存症等への理解を深めてもらう取組は、家族が加害者本人を円滑に受け入れられる環境を整えるために重要であるとされた。また、加害者家族から見たときに、民間機関が実施する取組は、行政機関の取組と比べて心情的に参加しやすいことが利点であるとされた。

おわりに

現地調査で訪問した各機関では、元性犯罪者が社会において再犯せずに生活していくことができるよう、認知行動療法の考え方に基づいた処遇・カウンセリングや環境整備といった取組が意欲的に実施されていた。元性犯罪者の再犯防止対策には引き続き高い関心が寄せられており、令和2年6月に「性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議」が取りまとめた「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」⁽⁸⁶⁾においては、刑事施設及び保護観察所で実施されている専門

⁸² 笠原麻央「性犯罪の刑事弁護」『刑事弁護』87号、2016.秋、p.64.

⁸³ 佐藤仁孝「刑事政策とボランティア—犯罪加害者家族支援と再犯防止—」『罪と罰』56(4)、2019.9、p.85.

⁸⁴ 佐藤仁孝ほか「第5分科会 犯罪加害者家族支援の現状と課題—NPO法人スキマサポートセンターの取り組みから（日本司法福祉学会第17回大会 司法福祉学のこれから）—」『司法福祉学研究』17号、2017、p.110.

⁸⁵ 「支援内容」特定非営利活動法人スキマサポートセンターウェブサイト <<http://sukima-support.red/support/>> 本人に対する取組の中心は個別で行うカウンセリングである。要望があり、グループで行うセラピーの実施も考えているとのことであった。

⁸⁶ 性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」2020.6.11. 内閣府男女共同参画局ウェブサイト <http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/seibouryoku/pdf/policy_02.pdf>

的プログラムの拡充や仮釈放中の性犯罪者等に全地球測位システム（GPS）機器の装着を義務付けること等について検討すること、また、必要な体制ができた地方公共団体に対しては、出所者に関する情報を含め、必要な情報提供ができることを法務省から地方公共団体に明示することなどが示された⁽⁸⁷⁾。

元性犯罪者に対する大阪府の取組では、対象者の情報の扱いに細心の注意が払われていた。今後新たな対策を検討するに当たっても、対象者の人権や個人情報保護に留意しつつ、多面的な議論が求められる。

なお、今回の現地調査において、貴重な時間を割いて御協力いただいた訪問先の皆様には、この場を借りて感謝申し上げます。

（おざわ はるき）

⁽⁸⁷⁾ 同上, p.3.